

旅費の考え方(離島特産品等マーケティング支援事業)

(用語等)

用務(業) … 事業に関する用務

用務(個) … 用務(業)以外の個人(または事業所)の用務

用務地 … 用務(業)が行われる地域

経由地 … 用務(業)とは関係なく経由する地域(用務地とは発着空港が異なる。)

色付矢印は補助対象、白矢印は補助対象外。

1. 用務(業)のみの場合

	交通費			宿泊費
	航空費	域間移動費	用務地内移動費	
	全額	—	全額	全額
	全額			
	原則認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は可とする。			

※1 一度の旅行で複数の用務(業)をこなす場合に、事業費の効率化を図った結果、各用務(業)の間に中日(なかび)が生じた場合には、当該日に係る宿泊費については最大2日間分までを補助の対象とする。ただし、交通費については対象外とする。

2. 用務(業)+用務(個)の場合

①用務地の場合

	交通費				宿泊費
	航空費 (沖縄県への直接的な発着)		域間移動費 (航空費も含む)	用務地内移動費	
	行き	戻り			
	前泊	不可	—	不可	
	延泊	全額		全額 ※2	日ごとに区別
	前後泊	不可			不可

※2 他事業による助成が生じる場合は、重複を避けるため補助対象外とする。

②用務地+経由地の場合

	交通費				宿泊費
	航空費 (沖縄県への直接的な発着)		域間移動費 (航空費も含む)	用務地内移動費	
	行き	戻り			
	不可				
	全額 ※3	不可	不可	日ごとに区別	
	不可				

※3 他事業による助成が生じる場合は、重複を避けるため補助対象外とする。

※4 一度の旅行で用務(業)及び用務(個)をこなす場合に、各用務の間に中日(なかび)が生じた場合には、当該日に係る交通費及び宿泊費については補助の対象としない。

(5) 宿泊料

ア 旅行中の宿泊費を賄うための旅費である。

イ 宿泊料の額

(ア) 甲地方 1夜につき10,900円

(イ) 乙地方 1夜につき 9,800円

ウ 地域の区分

(ア) 甲地方 次の表に掲げる地域

(イ) 乙地方 甲地方以外の地域

旅費条例第20条

支給規則第11条

甲地方の地域

都道府県	地 域
埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市
神奈川県	横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市 三浦郡葉山町
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 和泉市 箕面市 高石市 東大阪市
兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市
福岡県	福岡市 北九州市 [※]

※注 北九州市は、当分の間、甲地方として取り扱う。

エ 固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊料は、支給しない。

例) 夜行列車、船中泊、車中泊等

※固定宿泊施設： ホテル、旅館、寮、山小屋等宿泊することのできる
移動しない施設のことである。

オ 宿泊料の調整

(ア) 宿泊料が無料の場合 ⇒ 支給なし。

旅行命令簿の備考に「〇月〇日××のため、宿泊料無料」と記載すること。

(イ) 宿泊料の一部を負担 ⇒ 負担する実費を支給

旅費条例第20条第3項

運用方針第40条関係
の第1項第2号及び
第5号